

掛川市条例第25号

掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

掛川市長

(別紙)

掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>533,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>608,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>710,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><u>830,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で</p>	号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>	7	<u>830,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>380,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>539,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>615,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>718,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><u>839,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で</p>	号給	給料月額		円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>376,000</u>																																				
2	<u>422,000</u>																																				
3	<u>472,000</u>																																				
4	<u>533,000</u>																																				
5	<u>608,000</u>																																				
6	<u>710,000</u>																																				
7	<u>830,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>380,000</u>																																				
2	<u>427,000</u>																																				
3	<u>477,000</u>																																				
4	<u>539,000</u>																																				
5	<u>615,000</u>																																				
6	<u>718,000</u>																																				
7	<u>839,000</u>																																				

定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の120」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」とする。

第2条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定</p>	<p style="text-align: center;">（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定</p>

めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の120」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」とする。

めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の掛川市一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。